



## 販売委託に関する約定

本書表面記載の売り手(以下「売り手」といいます。)は、本販売委託に関する約定(以下「本約定」といいます。)に従わなければならないものとします。なお、本約定における「オークション規約」とは、SBIアートオークション株式会社(以下「当社」といいます。)が行う本書表面記載のオークション(以下「オークション」といいます。)に適用される、当社が定める最新のオークション規約を指すものとします。

### 1.(販売委託)

- ① 売り手は、当社に対し、売り手が保有する本書表面(本書表面以外に別紙がある場合は当該別紙を含みます。以下同じです。)記載の作品(以下「作品」といいます。)を、オークションにて販売することを委託し、当社はこれを受託し、当社が適当と判断する方法により作品をオークションに出品するものとします。
- ② 売り手は、作品の所有権が売り手に帰属しており(又は作品の所有権を有する者から作品の販売を受託し作品を処分する完全な権限を売り手が与えられており)、かつ作品には第三者の担保権の設定等がされておらず、オークションにおける作品の落札者(以下「落札者」といいます。)に対する引渡し後は、落札者が作品の完全な所有権を取得することができるものであることを保証しなければなりません。
- ③ 売り手は、作品を当社に預託する前に、作品を検分し、及び調査に供し、カタログに記載すべき解説、説明等の根拠資料をそろえ、当社に提示しなければなりません。
- ④ 売り手は、当社が定める、カタログに記載された作品の評価額(日本円で上限及び下限の2つを記載しますが、この評価額には当社の手数料及び手数料に対する消費税は含まれません。以下同じです。)を承認し、これについて異議を述べないものとします。
- ⑤ 当社が、売り手に対して、売り手の費用負担において作品の鑑定を行うことを求めた場合、売り手はその求めに従わなければならないとします。また、当社が自ら作品の鑑定を行うこともできるものとし、この場合、売り手はその費用を概算で当社に予納しなければならないものとし、予納した費用が実際に出損した費用に不足した場合、鑑定完了後に売り手は当該不足分を当社に対して直ちに支払わなければならないものとします。
- ⑥ 当社は作品の販売委託の諾否について完全な自由を有し、販売委託契約成立後であっても、売り手に告げることなく作品をオークションに出品することを延期し、又はオークションの開催前に理由を告げることなく販売委託契約を解除することができます。売り手は、当社が出品を延期した場合又は販売委託契約を解除した場合、当社に対し損害賠償請求その他いかなる請求もすることができないものとし、支払済の費用等について当社は一切返還する義務を負いません。

### 2.(手数料)

売り手は、オークションにて落札者との間で作品の売買契約が成立したときは、当社に対し、落札価額の15%相当額の手数料及び手数料に対する消費税の合計額(以下「手数料等」といいます。)を支払わなければならないとします。

### 3.(最低売却価格)

- ① 売り手は、作品の最低売却価格を日本円により、当社と合意のうえ、本書表面に記載し設定することができます。なお、作品の最低売却価格は、当社が定める当該作品の評価額の上限を超えることができません。
- ② 当社は、オークションにおいて買受希望者に対し最低売却価格を開示しないものとします。また、当社は、売り手と合意しない限り、最低売却価格を下回る価格で作品を売却しないものとします。
- ③ 一旦設定された最低売却価格は当社及び売り手の合意がない限り、売り手は撤回又は変更することができません。
- ④ 当社は、最低売却価格の設定されたオークションにおいて、当社の判断により、オークショニアを通して行う方法又は当社の裁量による方法により、最低売却価格未満の価格で買い受けの申出を行うことがあり、売り手はこれを承諾するものとします。

### 4.(氏名の不公表)

当社は、オークション又はカタログにおいて売り手の名前を公表しないものとします。但し、売り手の同意がある場合にはこの限りではありません。

### 5.(カタログの掲載等)

- ① 売り手は、当社に対し、作品の撮影、複製を無償にて許諾します。
- ② 売り手は、当社に対し、売り手から提供された図版、複製物(当社が撮影、複製したものを含みます。)の使用(カタログ、宣伝広告への掲載等)を無償にて許諾するものとし、この使用許諾は販売委託契約が解除された場合も、なお有効に継続します。

### 6.(作品の引き渡し)

- ① 売り手は、販売委託契約の成立までに、当社の指定する場所において当社に作品を引き渡さなければならないとします。当社に対する作品の引渡しに要する費用は売り手の負担とし、売り手が作品を当社に引き渡す以前の作品の滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等について、当社は一切の責任を負いません。また、販売委託契約成立前に売り手が当社に対し鑑定その他の目的で事前に作品を引き渡してあった場合は、販売委託契約成立時に作品が当社に引渡されたものとみなします。
- ② 作品について、オークションにおいて売買契約が成立したときは、当社は直接落札者に対して作品を引き渡すものとします。
- ③ 当社が、作品を保管中、作品が当社の責に帰すべからざる事由により、滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等をしたときは、当社はその滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等について責任を負わないものとします。

### 7.(売り手が負担する諸費用)

売り手は、当社に対し、本書表面に記載したカタログ掲載料、当社が別途損害保険会社と締結する損害保険契約の保険料その他の諸費用(以下「売り手費用」といいます。)を支払わなければならないとします。

### 8.(販売委託契約の解除)

- ① 売り手は、オークションの日の2営業日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日)をいいます。以下同じです。)前の午後5時までに限り、当社と書面で合意することにより、販売委託契約を解除することができます。
- ② 前項に基づき売り手が販売委託契約を解除した場合は、売り手は当社に対し、直ちに、売り手費用に加えて、違約金として、最低売却価格(最低売却価格の設定がない場合は評価額の上限と下限の中間の額。最低売却価格及び評価額の設定がない場合は当社の評価する額)の20%相当額の金員を支払わなければならないとします。
- ③ 売り手が販売委託契約を解除した場合、当社は、売り手が売り手費用その他の履行期にある当社に対する債務の支払を完了するまで作品を返還しません。
- ④ 第10条第2項ないし第4項の規定は販売委託契約の解除の場合に準用し、この場合において「オークションの日」とあるのは「販売委託契約を解除した日」と読みかえるものとします。

### 9.(販売代金の支払)

- ① オークションにおいて、作品の売買契約が成立した場合、当社は、次項に規定する場合を除き、売り手に対し、オークションの日から35日以内(但し、この期間の最終日が営業日でない場合には、その翌営業日を当該期間の最終日とします。)に、落札価額から手数料等及びその他の履行期にある当社に対する債務を控除した金額(以下「支払金額」といいます。)を支払います。
- ② 落札者が当社に対し支払期間内に作品の購入代金等(以下「購入代金等」といいます。)を支払わない場合(当社が落札者に対し、作品の購入代金等の支払期間の猶予を与えた場合を含みます。)、当社は、当社が落札者から購入代金等の支払を現実を受けた日から35日以内(但し、この期間の最終日が営業日でない場合には、その翌営業日を当該期間の最終日とします。)に、支払金額を売り手に支払います。
- ③ 落札者が当社に対し支払期間内に購入代金等を支払わない場合、当社は、オークション規約第15条に規定する方針に従って対応します。この場合、債権回収に要する費用は売り手の負担(当社が請求したときは、あらかじめ概算で当社に支払わなければならないとします。)とします。なお、当該債権回収に係る対応にあたっては、適宜売り手と協議を行いつつ進めるものとする。
- ④ 落札者が当社に対し支払期間内に購入代金等を支払わない場合、当社は、当社の完全な自由裁量により、落札者との売買契約を解除することができます。この場合、当社と売り手の間においては、次条に規定するオークションにおいて売買契約が成立しなかった場合とみなします。また、当社は、落札者から購入代金等を受領していない場合でも、売り手に対して当該作品の支払金額を支払うことにより、売り手から当該作品を買い取ることができるものとします。
- ⑤ 落札者と当社との売買契約が解除された後、売り手が再度作品の販売委託を求めたときは、売り手及び当社は協議のうえ、その取扱いを決定するものとします。

### 10.(売買不成立)

- ① 売り手は、オークションにおいて作品の売買契約が成立しなかった場合、売り手は当社に対し、最低売却価格(最低売却価格の設定がない場合は評価額の上限と下限の中間の額。最低売却価格及び評価額の設定がない場合は当社の評価する額)の3%相当額の手数料及び手数料に対する消費税(以下「不落札手数料等」といいます。)を支払わなければならないとします。
- ② 前項の場合、売り手は、オークションの日(売買不成立とみなした場合は、みなした日)から10日以内(但し、この期間の最終日が営業日でない場合には、その翌営業日を当該期間の最終日とします。)に不落札手数料等及び売り手費用その他の履行期にある当社に対する債務の一切の支払を完了したうえ、作品を引き取らなければならないものとします。この場合、作品の引取りに要する費用は売り手の負担とし、当社は売り手に対し、作品の引渡し時点(当社内において、当社が売り手、売り手の代理人若しくは使者又は運送業者に引き渡した時点)をいいます。)以降の事故(滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等)について一切の責任を負いません。また、売り手の求めにより、当社が運送業者を斡旋し、又は梱包を施した場合であっても、その運送業者や梱包の適否にかかわらず、その事故について責任を負いません。
- ③ 前項の引渡し時において、当社は、引取りにきた者が提示した本人確認書類(別途当社が指定する本人確認書類をいいます。)の確認をもって、売り手本人又は売り手から正当に権限を授与された代理人若しくは使者であると判断したとき、又は売り手の求めにより運送業者に引き渡す場合において、当該運送業者が提示した法人確認書類、業者証等(当社が指定する確認書類をいいます。)の確認をもって当社又は売り手から正当に権限を授与された運送業者であると判断したとき、作品を引き渡すものとします。当社が本項に定める手続を経たにもかかわらず落札者以外の第三者が当該作品を取得したこと等に起因して売り手に損害が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。

- ④ 売り手が本条第2項の期間を経過しても作品を引き取らない場合は、当該期間満了後の作品の保管は、当社の裁量により、当社が適当と認めた方法で保管するものとし、売り手の引取り以前に作品が滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等した場合、当社は当社の故意又は重大な過失によるものであるとき以外、一切その責任を負わないものとします。当社はこの間、当該作品に保険を付す義務を負いません。また、売り手がオークションの日から3カ月以内に作品を引き取らない場合は、当社は売り手の意思にかかわらず一方的に作品を任意売却することができるものとします(なお、当該作品に最低売却価格の設定があった場合でもこれに拘束されず、最低売却価格未満で作品を売却することができるものとします)。この場合、当社は売り手に対し、当該売却価格から不落札手数料等、売り手費用及びその他の履行期にある当社に対する債務を控除した残額を支払います(但し、当該控除後の金額が金0円以下の場合は、この限りではありません。))。

### 11.(購入代金の払戻し)

- ① 当社がオークション規約第14条第1項又は第16条第2項に基づき、作品の購入代金の払戻しをしたときは、売り手は、当社が払戻しを行った判断に対して異議を述べることができず、直ちに当社が払戻しをした金額と同額の金員を当社に対して支払わなければならないとします。
- ② 当社が前項の支払の請求書を発行した日の翌日から起算し10日以内に、売り手が前項の債務を履行しないときは、売り手は当社に対し、その支払期間満了日の翌日から支払を行った日までの日数に応じ、前項の金額につき年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならないとします。

### 12.(履行担保の免責)

当社は売り手に対し、商法第553条本文の履行担保責任を負いません。

### 13.(債権の譲渡等の禁止)

売り手は、本約定に基づく契約上の地位並びに権利及び義務を譲渡することができず、また担保に供することはできません。

### 14.(責任の範囲)

- ① 当社は、売り手に生じた損害が天災地変、内乱、騒乱及びその他の不測の事態等、当社の責によらずに生じた場合には、売り手に対して、一切の損害賠償債務を負いません。
- ② 当社が売り手に対し、作品の保管の義務を負う場合、当社の故意又は過失により作品が滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等したときは、当社は売り手に対し、作品の評価額の下限の額を基準として、損害を賠償します。但し、賠償の額は当社が別途損害保険会社と締結する損害保険契約に基づき、現実に支払われる保険金の額を上限とします。
- ③ 前各項に規定する場合以外の場合については、当社は、故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。また、損害賠償義務を負担する場合も、損害賠償の範囲は通常かつ直接の損害に限られるものとします。

### 15.(準拠法)

本規約は、日本法を準拠法とします。

### 16.(合意管轄)

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 17.(規定外事項)

本規約に規定のない事項は、売り手及び当社が誠意をもって協議解決にあたるものとします。